

寒川町告示第25号

口頭による開示の請求ができる個人情報を廃止する告示をここに公表する。

令和5年3月2日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 口頭による開示の請求ができる個人情報を廃止する告示

口頭による開示の請求ができる個人情報(平成21年寒川町告示第32号)は、廃止する。

### 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。